

## 国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定書

### 第1条（基本姿勢）

国立市教育委員会（以下「甲」という。）と～つづく つながる～くにたち 미래の杜プロジェクト（以下「乙」という。）は、甲の2019（令和元）年7月付け「国立第二小学校改築マスタープラン」が示すコンセプトの一つ「自然とふれあい豊かな心を育てる」の具現化、実現したいイメージの一つである「樹木や芝生を大切にし四季折々の自然が感じられる環境」の整備、加えて子どもたちがSDGsに関してより理解を深め、環境教育の一助とすることを目的として、国立第二小学校（以下「二小」という。）改築工事（建築工事）における新校舎建設（以下「新校舎建設工事」という。）に当たり、新校舎建設工事を含む二小改築工事全般に支障のない範囲で、伐採を予定している樹木を可能な限り移植（掘り取り、仮移植）させ（当該移植に係る樹木を「本樹木」という。）、その後の養生・育成に協力するため、協定を締結する。

### 第2条（仮移植の実施内容）

乙は、2023（令和5）年5月2日までに、作業の具体的工法及び当該工法に関する過去の実績並びに常時連絡を取ることができる業務責任者の氏名及び連絡先を記載した計画書を甲に届け出るものとする。

2 乙は、前項の届出に基づき、本樹木の仮移植（本樹木を掘取り、穴埋め・整地を行い、甲が別途指定する新校舎建設工事仮囲い内に仮置きすること。以下同じ。）を、適切に行うものとする。

3 乙は、仮移植の内容が確認できるよう写真を撮影し、どのような作業を実施したのかを記録するものとする。

4 仮移植の実施中、本樹木が移植に堪えない状態になった場合は、乙は、自ら排出事業者として適切に撤去を行うものとする。

5 乙は、仮移植の実施後、本樹木の養生・育成を行うものとし、甲は、その内容も含め、児童の環境教育につながるよう努めるものとする。

### 第3条（仮移植の完了及び確認）

乙は、仮移植を完了したときは、前条第3項の写真及び記録を甲に提出し、報告するものとする。

2 甲は、仮移植が完了していないと認めた場合には、乙に対し作業を追完することを指示することができる。

3 前項の指示を受けた場合、乙は遅滞なく作業を追完するものとする。

### 第4条（本植の実施に向けた協議）

本樹木の移植先への運搬、植込み及び倒木防止作業（以下「本植」という。）を行う場所及び具体的な内容については、別途、甲乙協議の上これを定める。

### 第5条（仮置きの期限等）

乙が仮移植後、本樹木を新校舎建設工事仮囲い内に仮置きすることができる期限は新校舎建設工事における二小新校舎建設の完了日までとし、その期限1か月前までに、甲が乙に対して具体的な日付を通知するものとする。

2 前条に定める事項について前項の期限までに決定しない場合、乙は、当該樹木を引き取り、自己の責任及び負担において移植等の適切な処理を行うものとする。

#### 第6条（費用負担）

本協定に係る一切の費用は乙が負担する。ただし、甲は、乙が寄付金等を集めるために行う広報宣伝活動等を妨げないものとする。

#### 第7条（事故の防止及び損害賠償責任）

乙は、本協定に係る一連の作業を実施するに際し二小の児童及び教職員並びに周辺住民の生命、身体、財産その他の権利利益に十分配慮して適切に行い、万が一事故が発生した場合には、乙は、事故の処理に責任をもって対応し、第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

#### 第8条（記録及び秘密保持）

乙は、本協定に関する協議、作業全般を記録することができる。ただし、甲及び第三者の権利利益を侵害する態様でこれを行うことはできない。

#### 第9条（法令遵守）

乙は、本作業の実施において関係法規及び国立市の条例、規定等、作業に係る一切の諸法令・規則を遵守するものとする。

#### 第10条（誠実協議）

本協定に定めのない事項及び本協定の解釈について疑義を生じた事項については、信義に従って誠実に協議の上、これを解決するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

甲 国立市教育委員会

教育長 雨宮 和人

乙 ～つづく つながる～

くにたち 未来の杜プロジェクト